

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベント・情報などを紹介する広報紙です
 《2022.8月号》



発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

（FAX 018-864-1815）

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

Aターンフェアin秋田のご案内

開催日時 令和4年8月12日(金) 12:00~15:00

場所 秋田拠点センター アルヴェ
 1Fきらめき広場&2F多目的ホール

対象 秋田県内で就職を希望する全ての方
 社会人・学生・そのご家族・知人

内容

- ・企業との面談
- ・Aターン就職、移住相談
- ・市町村・団体との相談
- ・学生就活相談
- ・職業適性診断
- ・企業パンフレットコーナーあり

その他 入場無料、服装自由

フェア出展企業の詳細は「あきた就職ナビ」で検索

県外にお住まいのご家族やご友人にも是非お知らせください!

Aターンフェア

in秋田

出展企業 70社以上!

秋田県で就職を希望する全ての方の就職フェア

入場無料 / 服装自由

学生も歓迎!

令和4年 8/12(金) 12:00~15:00

会場 秋田拠点センターアルヴェ 1Fきらめき広場&2F多目的ホール (JR秋田駅前口直結)

対象 社会人・学生・そのご家族・知人

各種コーナー

- 企業との面談
- Aターン就職、移住相談
- 市町村・団体との相談
- 学生就活相談
- 職業適性診断
- 企業パンフレットコーナー

フェア出展企業の詳細はこちら

あきた就職ナビ 検索

<https://www.furusato-teiju.jp>

「秋田で暮らしたい」と「秋田の企業」の橋渡しをしています。
 公益財団法人 秋田県ふるさと定住機構 TEL.018-826-1731
 〒010-1413 秋田県南野町基田3-1-1 秋田アルヴェ3F
 主催：秋田県、秋田労働局、秋田市、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構

お問い合わせ先：秋田県ふるさと定住機構 TEL:018-826-1731

主催：秋田県・秋田労働局・秋田市、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構

8月はAターン就職促進月間です

ハローワーク秋田では、Aターン就職を希望する方が帰省するこの時期に合わせ、「Aターン相談窓口」を設置します。

Aターン相談窓口設置日

8月 9日(火)
 10日(水) ハローワーク秋田
 12日(金)

8月13日(土)
 ハローワークフラザアトリオン

※8月11日(木・祝)は開庁日です。



Aターン人材をお探しの企業をサポートします！

Aターン就職マッチング支援サイト

あきた就職ナビ

企業向けサービスのご案内

登録・ご利用は
すべて無料！

- 1** Aターン登録者情報を閲覧できる！
 常時マイページ上で最新の登録者情報を閲覧できます。
- 2** 希望の登録者にオファーができる！
 登録者情報は、希望勤務地や所持資格等で検索できます。
 希望の登録者には、直接メッセージを送れる「応募リクエスト制度」があります。
※Aターン登録者（社会人）が秋田県内で面接した場合、登録者に交通費助成あり
- 3** Aターンフェアに出展できる！
 登録するとAターン希望者と直接面談できる「Aターンフェア（東京・秋田）」や、
 会社にいながらオンラインで面談できる「オンラインAターンフェア」に出展できます。
 フェアに出展できるのは「あきた就職ナビ」登録企業だけです。
- 4** 企業の魅力やPR、求人情報を発信できる！
 「あきた就職ナビ」ホームページでは、通常の求人票には載せきれない
 企業の魅力やPR情報を盛り込んで掲載できます。
- 5** マッチングメールで登録者の新着情報を受け取れる！
 登録求人と同職種を希望している登録者の新着情報をメールでお知らせします。
- 6** 登録者から求人応募が届く！
 Aターン登録者からナビを通して求人応募が届きます。

ご登録は「あきた就職ナビ」から！

登録者から求人
応募があると
メールでお知らせ

1 トップページ
「企業専用入口」をクリック



2 ログインページの「新規登録の方はこちら」をクリック

3 「企業名・法人番号・メールアドレス」を入力し送信

4 メールアドレスに届いた本登録URLをクリック

5 企業情報・求人情報を入力し「登録」ボタンを押すと登録完了



「あきた就職ナビ」は公益財団法人秋田県ふるさと定住機構が運営しています。

秋田市御所野地蔵田 3-1-1
秋田テルサ 3階 018-826-1731

人手不足にお悩みの経営者・採用担当の皆様へ
人材確保には「**移住支援金制度**」の活用が効果的です!



移住支援金とは・・・

東京23区に5年以上在住または通勤されていた方が、秋田移住支援金マッチングサイトに掲載された求人に応募して就職・移住した場合、移住先の市町村から移住者に支援金を支給する制度です。

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

さらに 上記移住者が特定の技術職・専門職の場合は、県から追加で支援金を支給します。

最大 200万円

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

(※) 移住先市町村によっては、さらに世帯にさらに上乗せあり! (16歳未満の子どもの数×30万円)

「秋田移住支援金マッチングサイト」に求人掲載すると・・・

企業のメリットがいっぱい!

求職者への大きなアピールポイントに!

東京圏からのUターン者層にとって、支援金の支給が魅力的な要素となり、注目度が高まります!

高い広告効果が見込めます!

連携する民間求人サイト(スタンバイ求人ボックス、バイトNEXT)にも求人情報が掲載され、全国配線されます!

効果的な求人広告の作成をサポート!

効果的な求人広告・採用活動をサポートする、研修等を無料で実施しています!

採用活動経費が一部助成されます!

本制度を利用し移住者を使用した場合、雇の育成費を助成することができます。詳しくは秋田労働局職業安定部職業対策課(1階)までお問い合わせください!

対象法人の要件、登録手続きなど、詳細はこちらから ▶▶▶

人手不足にお悩みの経営者・採用担当の皆様へ

「移住支援金制度」の活用が効果的です

移住支援金とは・・・

東京23区に5年以上在住または通勤されていた方が、秋田移住支援金マッチングサイトに掲載された求人に応募して就職・移住した場合、移住先の市町村から**移住者に支援金を支給する制度**です。

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

さらに、移住者が特定の技術職・専門職の場合は**追加で、**

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

秋田移住支援金マッチングサイトに登録し、求人情報を掲載しませんか。詳しくはこちらから→

<https://kocchake.com/furusatokyujin>



お問い合わせ先: 秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進班 018-860-1234

生涯現役社会の実現に向けて!

高年齢者雇用管理セミナーを開催します

参加無料
(事前申込必要)

働きたい高年齢者、働いている高年齢者は増加しています。人手不足解消のためには高年齢者を積極的に雇用することが重要ですが、企業においては高年齢者の**労働災害を防止**することや、ニーズに合った**労働環境を整備**することが課題となっています。

秋田労働局は、高年齢者の安全就労と雇用促進のため「**高年齢者雇用管理セミナー**」を開催いたします。企業の経営者・労務担当者の方など、大勢の方々のご参加をお待ちしております。

開催内容

◆秋田労働局等の担当者から説明します。

- ♣ 改正高年齢者雇用安定法について (秋田労働局職業安定部職業対策課)
- ♣ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (秋田労働局労働基準部健康安全課)
- ♣ 高年齢者の同一労働同一賃金について (秋田働き方改革推進支援センター)
- ♣ 65歳超雇用推進助成金等について (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部)

秋田会場

定員 50名

9月30日(金)

14:00~16:00

秋田県生涯学習センター 講堂

秋田市山王中島町 1-1

TEL018-865-1171

申込方法

●申込用紙に必要事項をご記入のうえ、秋田労働局職業安定部職業対策課まで郵送又はFAXでお申込みください。(秋田労働局のホームページからダウンロード可能です)

・郵送先: 〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7 東カンビル5F

秋田労働局職業安定部職業対策課 高齢者担当

・FAX: 018-865-6179



主催: 秋田労働局 問い合わせ電話 018(883)0010

共催: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部

求人内容相違によるトラブルが増えています。

ハローワークでは、求人内容相違に関するトラブルの状況によっては、求人者へ事実確認を行い、求人内容の是正指導や、場合によっては紹介保留とさせていただきます。

事例



- 求人票は「正社員」 ⇒ 実際は「正社員以外」
- 求人票は日給「7,000円」 ⇒ 実際は「6,000円」
- 求人票は社会保険「加入」 ⇒ 実際は「未加入」
- 求人票は休憩時間「90分」 ⇒ 実際は「60分」
- 求人票は試用期間「なし」 ⇒ 実際は「あり」

【事業主の方へお願いします！】

採用者には、求人票の内容と実際の労働条件が違う等のトラブルを防ぐためにも、労働条件を明示した書面(「労働条件通知書」等)を交付し、労使双方で内容を確認するようにしてください。
(労働基準法第15条により、事業主は採用時に労働条件を書面で通知することになっています。)

【お問い合わせ先：求人部門 部門コード 31#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和4年6月)

概況(全数)

新規求職者数は1,365人(前年同月比▲0.9%)でほぼ同水準。自己都合離職者の増加等で転職希望者の増加傾向があるものの、在職者や事業主都合離職者が減少していることが要因である。有効求職者数は6,430人(前年同月比▲2.9%)で12ヶ月連続の減少。事業主都合離職者が14ヶ月連続で減少していることによる雇用保険受給者の大幅な減少が主な要因である。

新規求人数は3,781人(前年同月比▲11.8%)で6ヶ月連続で減少。運輸業は増加したが、建設業は建設資材の納品遅れや部品不足による工期の延長、卸売業・小売業は大口求人への反動減、医療・福祉は人手不足であるが新型コロナの影響を考慮し様子見の状況にある等が要因である。有効求人数は8,248人(前年同月比▲14.6%)で8ヶ月連続で減少。

有効求人倍率は前年同月比▲0.18ポイントの1.28倍で、5ヶ月連続の低下。新型コロナウイルス感染状況の落ち付きから高齢者など一部で求職活動が活発になっているが、原材料不足や価格高騰、原油高や円安等の不安要因が多いことや新型コロナ再拡大の兆し等から多くの産業が先行き不透明である。但し、人手不足は深刻化しつつあり、能力開発や多様な人材の活用等によるミスマッチ解消に努める。

【用語解説】

- * 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう)と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう)と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(全数)の推移

